

## 加茂市市道認定基準

### (目的)

第1条 この基準は、加茂市が新設、改良する道路（都市計画法及び土地区画整理法に基づく事業により、道路管理者と協議のうえ施行された道路、並びに土地改良法により施行された道路で、その管理者と市道編入の協議が成立した道路を含む。）以外の道路を市道として認定する場合の一般的基準を定めるものとする。

### (市道認定基準)

第2条 市道の認定は、次の各号に掲げる要件を備えたものでなければならない。

- (1) 道路の幅員は、原則として側溝を含め4 m以上であること。
- (2) 道路の起終点がともに、公道（国道、県道、市道、農道）に接続していること。  
ただし、袋路状であっても次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。  
ア 延長 35m以上で既に建物が建ち並び、回転広場が設置されているもの。この場合において、回転広場の形状及び寸法については別図によるものとする。  
イ 幅員 6 m以上であるもの。
- (3) 道路の敷地は、すべて加茂市に無償で寄付されるものであり、抵当権等債務負担を有していないこと。
- (4) 道路の構造は、次の条件を満たすものであること。  
ア 原則として側溝（内径 24 c m以上）が整備されており、流末処理がされているもの。  
イ 路面がアスファルト又はコンクリートで舗装されており、交通に支障がないもの。  
ウ 曲線半径が著しく短くないもの。  
エ 縦断勾配が著しく急でないもの。  
オ 宅地造成等により築造された道路については、道路管理者と舗装構成等を協議の上で築造されたもの。

### (市道認定基準の特例)

第3条 前条の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものについては、市道として認定することができる。

- (1) 公園、学校等の公共施設に通じる幅員 4 m未満の道路で、特に必要と認められるもの。
- (2) その他、公共、公益上又は防災上認定することが特に必要であると市長が認めたもの。

(認定申請手続)

第4条 市道の認定を申請する者は、次に掲げる書類により行うものとする。

(1) 認定申請

ア 認定申請書 (別紙様式第1号)

イ 一般平面図 (位置図)

ウ 更正図 (写)

エ 土地所有者 (権利者) の認定同意書 (別紙様式第2号)

(2) 寄付採納承認申請 (土地使用承諾)

ア 寄付採納承認申請書 (土地使用承諾書) (別紙様式第3号及び第4号)

イ 土地所有権移転登記承諾書

附 則

1 この基準は、平成元年12月1日から施行する。

2 従前の市道認定基準 (昭和59年4月1日施行) は廃止する。

附 則

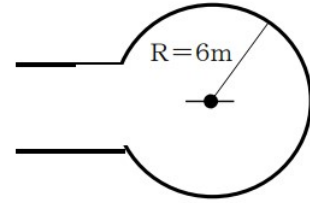
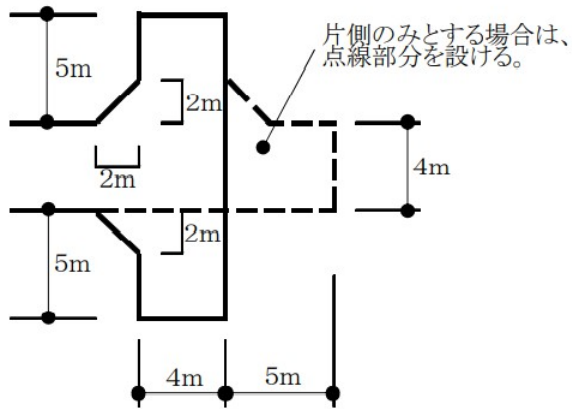
この基準は、平成9年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。

別図（第2条第2号ア関係）

A 道路の終端に設ける場合



B 道路の中間に設ける場合

